

磐田市香りの博物館条例新旧対照表

現行	改正案								
<p>(設置)</p> <p>第1条 磐田市は、香りに関する文化の振興を図り、かつ、文化の発展に寄与するため、香りの博物館を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 香りの博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="192 580 976 692"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>磐田市香りの博物館</td> <td>磐田市立野 2019 番地 15</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 磐田市香りの博物館(以下「博物館」という。)は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 博物館資料の収集、整理、保管及び<u>展示</u></p> <p>(2) 博物館資料に係る調査研究及び普及啓発</p> <p>(3) <u>その他博物館の設置の目的を達成するために必要な業務</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 博物館の管理は、法人その他の団体であって、<u>磐田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の選定基準)</p> <p>第5条 <u>指定管理者の選定は、次に掲げる要件に基づくものとする。</u></p> <p>(1) 事業計画が、博物館の設置目的に照らして適切なものであること。</p> <p>(2) 効果的かつ効率的な管理運営を実施できること。</p>	名称	位置	磐田市香りの博物館	磐田市立野 2019 番地 15	<p>(設置)</p> <p>第1条 磐田市は、香りに関する文化の振興を図り、かつ、文化の発展に寄与するため、香りの博物館を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 香りの博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 580 1944 692"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>磐田市香りの博物館</td> <td>磐田市立野 2019 番地 15</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 磐田市香りの博物館(以下「博物館」という。)は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 博物館資料の収集、整理、保管及び<u>展示に関すること。</u></p> <p>(2) 博物館資料に係る調査研究及び<u>普及啓発に関すること。</u></p> <p>(3) <u>前2号に定めるもののほか、磐田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事業</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 博物館の管理は、法人その他の団体であって、<u>教育委員会</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の選定基準)</p> <p>第5条 <u>指定管理者の選定基準は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) 事業計画が、博物館の設置目的に照らして適切なものであること。</p> <p>(2) 効果的かつ効率的な管理運営を実施できること。</p>	名称	位置	磐田市香りの博物館	磐田市立野 2019 番地 15
名称	位置								
磐田市香りの博物館	磐田市立野 2019 番地 15								
名称	位置								
磐田市香りの博物館	磐田市立野 2019 番地 15								



その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第 10 条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、教育委員会はその責めを負わない。

(指定管理者の守秘義務)

第 11 条 指定管理者は、博物館の管理を通じて知り得た秘密(個人に関する情報を含む。)を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定が終了し、又は取り消された後においても同様とする。

(開館時間)

第 12 条 博物館の開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 13 条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときはその翌日

(2) 祝日法による休日の翌日。ただし、その日が土曜日又は日曜日にあた

(指定の取消し等)

第 9 条 教育委員会は、指定管理者が\_\_\_\_\_管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

(指定管理者の守秘義務)

第 10 条 指定管理者は、博物館の管理を通じて知り得た秘密(個人に関する情報を含む。)を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定が終了し、又は取り消された後においても同様とする。

(開館時間)

第 11 条 博物館の開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第 12 条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときはその翌日

(2) 祝日法による休日の翌日。ただし、その日が土曜日又は日曜日にあた

る場合を除く。

(3) 12月26日から翌年1月2日までの日

(原状回復の義務)

第14条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用を指定管理者から徴収することができる。

(観覧料の徴収)

第15条 博物館の観覧料は、別表のとおりとする。

(観覧料の免除)

第16条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条に定める観覧料を免除することができる。

(損害賠償の義務)

る場合を除く。

(3) 12月26日から翌年1月2日までの日

(原状回復の義務)

第13条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用を指定管理者から徴収することができる。

(利用料金)

第14条 博物館の観覧者は、別表に定める観覧料(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めることができる。

3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減額又は免除)

第15条 指定管理者は、公益上特に必要があると認められた場合又は規則で定める場合は、前条第1項に定める利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第16条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、必要と認める場合又は規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第 17 条 指定管理者又は入館者は、博物館の施設又は設備若しくは展示物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について教育委員会の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

(過料)

第 19 条 詐欺その他不正の行為により、第 15 条に規定する観覧料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料に処する。

第 17 条 指定管理者又は入館者は、博物館の施設又は設備若しくは展示物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について教育委員会の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

磐田市香りの博物館条例新旧対照表

現行				改正案					
別表(第 15 条関係)				別表(第 14 条関係)					
利用区分		観覧料		備考	利用区分		観覧料		備考
		常設展示	特別展示				常設展示	特別展示	
個人	大人	300 円	教育委員会が別に定める額	(1) 大人とは、16 歳以上の者を、小人とは、16 歳未満の者を、学生とは、大学若しくは高等学校の学生若しくは生徒又はこれらに準じるものとする。 ただし、小学校就学前の者は、無料とする。 (2) 団体とは、20 人以上同時に観覧を希望するものをいい、引率者は、20 人につき 1 人の割合で無料とする。	個人	大人	300 円	市長が別に定める額	(1) 大人とは、16 歳以上の者を、小人とは、16 歳未満の者を、学生とは、大学若しくは高等学校の学生若しくは生徒又はこれらに準じるものとする。 ただし、小学校就学前の者は、無料とする。 (2) 団体とは、20 人以上同時に観覧を希望するものをいい、引率者は、20 人につき 1 人の割合で無料とする。
	小人	100 円				小人	100 円		
	学生	200 円				学生	200 円		
団体	大人	1 人つき 250 円	(1) 大人とは、16 歳以上の者を、小人とは、16 歳未満の者を、学生とは、大学若しくは高等学校の学生若しくは生徒又はこれらに準じるものとする。 ただし、小学校就学前の者は、無料とする。 (2) 団体とは、20 人以上同時に観覧を希望するものをいい、引率者は、20 人につき 1 人の割合で無料とする。		団体	大人	1 人つき 250 円	(1) 大人とは、16 歳以上の者を、小人とは、16 歳未満の者を、学生とは、大学若しくは高等学校の学生若しくは生徒又はこれらに準じるものとする。 ただし、小学校就学前の者は、無料とする。 (2) 団体とは、20 人以上同時に観覧を希望するものをいい、引率者は、20 人につき 1 人の割合で無料とする。	
	小人	1 人につき 80 円				小人	1 人につき 80 円		
	学生	1 人につき 160 円				学生	1 人につき 160 円		